

平成21年11月臨時会

# 匝 瑳 市 議 会 会 議 録

平成21年11月18日 開会

平成21年11月18日 閉会

匝 瑳 市 議 会

匝瑳市告示第53号

匝瑳市議会平成21年11月臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月6日

匝瑳市長 江波戸 辰 夫

1 日 時 平成21年11月18日 午前10時

2 場 所 匝瑳市議会議場

3 付議事件

- (1) 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について
- (2) 匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 匝瑳市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

# 匝瑳市議会 平成21年11月臨時会 会議録目次

第1日（11月18日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
説明員として通知のあった者の報告	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
議案（第1号－第5号）の上程	4
市長提案理由の説明	4
議案（第1号－第5号）に対する質疑	5
議案（第1号－第5号）に対する討論	35
議案（第1号－第5号）に対する採決	35
閉会について	36
閉会の宣告	36
署名議員	37

# 匝瑳市議会平成21年11月臨時会議事日程（第1日）

11月18日（水曜日）午前10時開会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 議案（第1号―第5号）の上程  
議案第 1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について  
議案第 2号 匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
議案第 4号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 6 市長提案理由の説明
- 7 議案（第1号―第5号）に対する質疑
- 8 議案（第1号―第5号）に対する討論
- 9 議案（第1号―第5号）に対する採決
- 10 閉 会

---

## 出席議員（22名）

議 長	佐 藤 悟 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江 波 戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君

13番	佐瀬公夫君	15番	浪川茂夫君
16番	林 芙士夫君	17番	佐藤浩巳君
18番	佐藤正雄君	19番	岩井孝寛君
20番	石田勝一君	21番	山崎 剛君
23番	林 日出男君(遅刻)	24番	大木傳一郎君

---

欠席議員(なし)

---

事務局職員出席者

事務局長	若梅和巳	主 幹	大木昭男
主 査 補	林 朝美		

---

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸辰夫君	副 市 長	伊藤正勝君
会計管理者	増田重信君	秘書課長	小林正幸君
企画課長	木内成幸君	総務課長	角田道治君
財政課長	宇野健一君	税務課長	島田省悟君
市民課長	大木公男君	環境生活課長	岩橋光男君
健康管理課長	椿 隆夫君	産業振興課長	鈴木康伸君
都市整備課長	茅森 茂君	建設課長	野澤英一君
福祉課長	鎌形廣行君	高齢者支援課長	柏熊明典君
市民病院院長	秋山賢明君	教育委員会会長	有田弘子君
教育委員会会長	江波戸 寛君	教育委員会会長	梶山定一君
教育委員会会長	熱田康雄君	学校教育課長	
生涯学習課長		農業委員会会長	熊切 清君
農業委員会会長	太田忠治君		

### 開会の宣告（午前10時00分）

○議長（佐藤 悟君） ただいまから匝瑳市議会平成21年11月臨時会を開会いたします。



### 開議の宣告

○議長（佐藤 悟君） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



### 説明員として通知のあった者の報告

○議長（佐藤 悟君） 次に、今臨時会に地方自治法第121条の規定に基づく長及び行政委員会の委員長、または委員についての議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助員の職・氏名は、機関の回報により別紙一覧表のとおりであります。よって、お手元に配付いたしました印刷物により御了承願います。



### 会期の決定

○議長（佐藤 悟君） 日程第1、会期決定についてを議題とします。

今臨時会の会期は、日程表（案）のとおり本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、会期は日程表（案）のとおり本日1日限りと決定いたしました。



### 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 悟君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第81条の規定により、議長において、5番議員、浅野勝義君、19番議員、岩井孝寛君の両名を指名いたします。

#### 会議録署名議員

5番 浅野勝義君

19番 岩井孝寛君



## 議案（第1号—第5号）の上程

○議長（佐藤 悟君） 次に、市長から議案の送付があり、これを受理しましたので、御報告いたします。

日程第3、日程に従いまして、議案第1号から議案第5号までを一括上程し、議題とします。



## 市長提案理由の説明

○議長（佐藤 悟君） お諮りします。議案の朗読を省略して、会議規則第37条第1項の規定により、直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。

これより市長から提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） 皆様方、おはようございます。

平成21年11月の臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には大変御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、心から感謝を申し上げます。

本臨時議会に提案をいたします案件は、議案5件でございます。

ただいまから、その概要の説明を申し上げさせていただきます。

議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について

本案は、地方税法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費として、地域情報通信基盤整備事業費を定めたく提案いたしました次第でございます。

議案第2号 匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び県内各市の状況を勘案をいたし、職員の給料の月額削減並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び県内各市の状況を勘案し、常勤特別職の

職員の期末手当の支給割合を改正いたしたく提案をいたした次第であります。

議案第4号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び県内各市の状況を勘案し、教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改正いたしたく提案をいたした次第であります。

議案第5号 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び県内各市の状況を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改正いたしたく、提案をいたした次第であります。

以上でございますが、よろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 悟君） 市長の提案理由の説明が終わりました。



#### 議案（第1号—第5号）に対する質疑

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第1号から議案第5号について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号については、委員会付託を省略し、全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を許します。

石田勝一君。

○20番（石田勝一君） 今回の補正予算で8億4,000万円が計上されてきたわけですが、9月議会でも質疑いたしました。これは恐らく光通信の匝瑳市全体の中の未整備地域についての予算化だと思いますけれども、もう一度おおよその地域の概略と計画年度、何年計画でこれをやる予定であるかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） それではお答えいたします。

初めに、整備区域でございますけれども、現在、匝瑳市で光ブロードバンドが整備されております地域は、旧八日市場市の中央地区、飯倉、貝塚、新、田久保、時曾根、飯倉台、高野、宮本、上谷中及び平木の一部と東谷の一部、そしてみどり平工業団地でございます。これ以外の区域につきましては、いわゆるADSLは配置されておりますけれども、光ブロードバンドは未整備でございます。この地域に光ブロードバンドを整備するための事業でございます。

それから、計画年度ということでございますけれども、平成21年度の国庫事業ということで進めておるわけでございますけれども、御案内のように政権交代によりまして、いわゆる平成21年度の国の第1次の補正予算の見直しが行われるわけでございます。このため本市におきまして、9月で予算計上させていただきましたけれども、事業開始がやむを得ずおくれましたため、本年度内の竣工が難しくなりましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 石田勝一君。

○20番（石田勝一君） わかりました。これは、今、課長の答弁ですと、国の補助と言いますか、助成が大半だと思いますので、もし事業の仕分けの見直し等について今、政府はやっておるようですけれども、これによってもし対象外というようなことになりましたら、これはもう市単独ではかなり難しいのかと、このように思いますので、万が一そういった事態になった場合には、どのように対応していくのか、答えられる範囲で結構ですけれども、答えただけならばこのように思います。

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） 現在、事業の採択、補助金の内示につきましては、第1次補正の見直し後に、この予算額、補助金額については内示を受けております。したがって、事業採択については問題ないというふうに考えておりますが、単年度の執行については、今回補正をお願いいたしましたように、竣工が平成22年度になるという予定をいたしております。

以上でございます。

○20番（石田勝一君） はい、了解しました。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） ここに9月議会で提案され可決されました匝瑳市一般会計補正予算（第2号）についての予算書（案）があります。可決しましたので予算書ですけれども、補

正予算書があります。その中で、歳入の中で、この地域情報通信基盤整備事業の関係で、わかるところでは地域情報通信基盤整備推進交付金2億8,000万円というのが、総務費の国庫補助金の補正の中にあります。それで、ここでは地域情報通信基盤整備推進交付金は2億8,000万円だけなんです。そのほかに7億8,400万円が国の支出金であろうかと思しますので、どの部分、9月補正予算の歳入で国からお金が入ってくると見込まれていることのどの部分をこの光ブロードバンドの整備に充てたのか、予算は可決されていますので、もう少し明確にお答えいただきたいと思うんです。

それで、その上でこれは国のほうから匝瑳市の市内地域の光ブロードバンドの整備を推進するよという、そういう目的を持った国からの交付金とは考えにくいと思います。もっと今、匝瑳市民が必要としている、あるいはこれから匝瑳市民の家計を応援し産業を活性化、振興していくために使われなければならない交付金であろうかと思うんですけれども、私自身は9月の議会でこの補正については疑問を述べさせていただきました。なぜ7億8,400万円の国の支出金をこれに充て、市債、みずからの起債として5,600万円を計上するのか。今この平成21年度の中で市民のために使わなければならないことというのは、もっと細かいところで緊急性ということたくさんあると考えます。そういう意味からも、国の支出金のどういった目的で交付されたものについて充てられたのかということをもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） それでは、初めに財源内訳というお尋ねかと思しますので申し上げます。

議員からお話しありましたように、主たる事業補助金といたしましては、地域情報通信基盤整備推進交付金2億8,000万円でございます。これまででありますと、この補助金が交付限度額が事業費の3分の1でございますので、これ以外のものにつきましては、単独の市債、いわゆる地域活性化事業債で賄わないと事業ができなかったわけでございますけれども、この平成21年度の第1次補正によりまして、地域活性化公共投資臨時交付金が活用できると、いわゆる市町村負担分に活用できるということでの補正がございまして、市町村負担分の90%であります5億400万円を公共投資臨時交付金ということにいたしましたわけでございます。残りの地域活性化事業債を5,600万円ということでございます。

それから、この時期になぜ光ブロードバンドを公的整備するのかということであったかと思っておりますけれども、9月議会でもお答えいたしましたように、本来、光ブロードバンドは一

例を申し上げればN T T等の民間放送通信事業者がサービス展開をいたしておりまして、先ほどお答えいたしましたような区域に配備をされているわけでございます。しかしながら、未整備地区から市に対しましてかなりの光ブロードバンドの整備を求める要望がございまして、N T Tとも交渉をいたしてきたわけでございますけれども、N T T等の回答といたしましては、民間会社でありますので利益が見込めない部分の区域については、その民間事業者として投資ができないという回答でございました。そういうことで、国のほうでも高度情報化社会形成のためのe - J a p a n戦略等の策定がございまして、そういう中での補助金が認可されております。そういう中で、今回、先ほど申し上げました公共投資臨時交付金の活用ができるということで、非常に市の負担が少なくて済むということになりましたので、取り組むという検討に至ったわけでございます。

また、この事業のメリットといたしましては、今後、匝瑳市が活性化していく中で既に全国的にも人口集中部では、91%以上が整備をされている光ブロードバンドが未整備のまま推移していきますと、さまざまな企業展開あるいは市民ニーズにこたえることが難しくなると、将来的な展望も踏まえて事業に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 2つ次に伺いたいと思うんですが、9月補正予算の総務費国庫補助金の中の地域活性化公共投資臨時交付金5億3,115万8,000円のうち5億400万円をこの光ブロードバンド整備事業に充てるというふうに今、答弁いただいたかと思います。ちょっと勘違いしていれば正していただきたいんですが、そのように聞こえました。

それで、この地域活性化公共投資臨時交付金については、この整備事業でなくてどういったことに使うことができるのかお答えいただきたいと思います。匝瑳市の場合に、このたび光ブロードバンド整備ということに充てたわけなんですけど、他の市ではどのようなことに使われているのか。また、使うことができる範囲があるのかお答えいただきたいと思います。

それから、決して私は行政等のサービスの受益者負担を容認するものではありません。特に、公共福祉という部分では、受益者負担というのはいかかなものかと常日ごろ考えているものですが、この件について受益者負担ということはどうのように当局はお考えになっているんでしょうか。

それから、先ほどの答弁で既にこの光の整備がされているところ、大きく考えると豊栄地区から須賀、中央、平和地区かと、その範囲かというふうに思いました。そうしますと、ま

だ整備が未整備であるというのは、大きなところで言うと野栄地区、そして吉田、匝瑳、飯高、豊和、椿海のあたりなんではないでしょうか。そうしますと、この市が国民、市民の皆さんからお預かりした税金を使って行う、本来N T Tがやらなければならない事業の整備について、市民のこれによって恩恵をこうむると言うところとちょっと言い方が悪いんですが、便利になると、利便性向上するという市民の人数あるいは件数というところでは、どういったふうに見込まれていますか。人数というのはなかなか難しいところがあるかと思しますので、世帯数でいって、その対象となる世帯数、それからその世帯数が市内の世帯数の何%になっているのか。また、その対象世帯数の中でも今現在パソコン、インターネットが普及しているというのはプロの間では大体見当ついているんだと思うんです。どのくらいの割合で普及しているのか。ですから、税金がこの事業によってこれだけ使われると、そのことによって市民の皆さんが費用対効果ということでどういった効果を受けられるのか、そういうふうに見込んでいるのかというのをできるだけ詳しく答弁いただきたいと思います。

（「繰越明許がいいかどうかの議論だろう」と呼ぶ者あり）

（「おかしいだろう」と呼ぶ者あり）

（「9月議会で全部これやったんだろう」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 私のほうから公共投資臨時交付金についてお答えをさせていただきます。

公共投資臨時交付金は、どういったものに使われるかというお尋ねでございますが、使い道としましては、建設地方債の対象事業ということです。したがって、道路であるとかそういったものの整備には使えるということになります。この光ファイバーの関係について申し上げますと、先ほど企画課長が御答弁申し上げましたとおり、8億4,000万円から2億8,000万円を引いた自治体負担分の90%、つまり5億400万円について公共投資臨時交付金を充てることできる。今申し上げましたように、道路建設とか他の建設地方債対象事業にこの5億400万円を使うことはできますけれども、その場合に光ブロードバンドに財源的に穴があきますから、穴があいた財源については、自治体が自分で手当てをしなければならないということになります。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） それでは、初めにいわゆる光ブロードバンドの事業効果と申しま

すか、世帯的な件でございますけれども、現在、光ブロードバンドが整備されている区域といたしましては、先ほど申し上げましたように中央地区を中心に飯倉台と人口が集中している区域でございます。世帯を区域的に見ますと、使用可能な区域の世帯数としてはおおむね5,400世帯ということでございまして38.5%でございます。このうち正確なデータではございませんけれども、NTT等で確認をいたしましたところ、5,400世帯のうち約1,200世帯くらいが光ブロードバンドに加入をされているという状況というふうに向っております。

また、パソコンよりインターネット等が活用できるADSLの加入者につきましては、市内全体で約3,000世帯弱というふうに向っております、20%程度になろうかと思えます。しかしながら、この事業の必要性にも続くわけでございますけれども、NTT等のいわゆる民間放送事業者におきましては、今後、ADSLの区域を拡大する予定はなく光ブロードバンドに切りかえていくという方針を持っておるということで、市内全域でADSLが使用可能にはなっておりますけれども、新たに例えば1例を申し上げますと、須賀の地域でADSLに入りたいという希望があっても入れないという状況で、非常にその新たに転入された方からは、苦情等が寄せられているという状況でございます。そういう面で、市民のニーズにこたえるという部分、先ほど申し上げましたように、今後の将来にわたっての地域の活性化あるいは企業の活性化ということで、近隣との格差を是正することが非常に重要なことであると考えておるところでございます。

それから、受益者負担があるのかというようなお尋ねであったかと思っておりますけれども、新たに今回、光ブロードバンドを整備いたします区域と現在、光ブロードバンドに加入可能な区域の加入者の負担の差はございません。ただ今回整備をいたします区域についてのいわゆる施設の管理は市が行う、市が設置をするということでございますので、市が管理することになるわけでございます。そういう面で、市はこの管理をする費用が当然かかるわけでございます。しかしながら、通信事業者がサービスを展開する上で、それを利用するということでございますので、その通信事業者から利用料を徴するというところでございまして、その辺は今後の協定等の協議にゆだねるわけでございますけれども、可能な限り市の負担がないような形で進めてまいりたいというふうに向っております。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君に申し上げます。この件については、9月定例会で行っておりますので、繰越明許費に関することについての質問に限らせてください。

はい、田村明美君。

○11番（田村明美君） 繰越明許ということで全額が繰越明許費にするということなんです

が、9月の議会での答弁では、10月中に業者を選定し12月議会で提案するという答弁がありました。それが、政府の政権交代で事業見直しが継続中であるので、平成21年度の事業としてやりおろせることは不可能であろうということでこういう判断をされるようですが、全額が繰越明許ということがどうしてなのかということなんです。平成22年度にまたがって事業を執行する。完了するのは平成22年度になってしまうのが見込まれるということで、普通は繰越明許にするわけですが、それが今のこれ11月です、11月の時点で全額を繰越明許にするということをもう少しきちんと御説明いただきたいと思います。

それから、この繰越明許にするということで、地域活性化公共投資臨時交付金5億400万円については、先ほどの財政課長の答弁では、建設地方債の対象となる道路とか排水も含まれると思うんですが、道路や排水やそういった市の事業に充てることができる国の交付金なわけです。そうすると、このもっと違うことも含めて計画をしていくということもあってよいのではないのでしょうか。来年度の事業にするわけですから、その部分についてももう少し粘っていただきたいと思うんです。

一番問題なのは、確かにインターネットを今使っている家庭がふえてきました。その瞬時に情報が得られるだろうという光ブロードバンドが普及するということは、便利にはなります。ただ、これは匝瑳市がやってくれていることだと思っている市民は、まずおられないと思います。あくまでも情報通信の業者、NTTがみずからの利益事業として取り組んでいることだと、だからNTTに対してこちらも早く整備してほしいという要望を、そのサービス利用者の市民がNTTに対して強く求めていくということは当然だろうと思うんです。そのことを行政である匝瑳市が市民と一緒にあってNTTに強く求めていくということがまず第一に必要なことなのではないのでしょうか。どういった交渉がなされたのでしょうか、交渉の経過について答弁をいただきたいと思います。先ほど交渉した結果ということでしたので、交渉の経過について年月とどういった内容のことを、どういった立場の人と匝瑳市が交渉したのか、1回、2回でなければその回数全部御説明をいただきたいと思います。それだけ納得するには大変な内容の計画なんです、これ。この7億8,400万円という国の支出金を、この平成21年度ないし22年度について、匝瑳市が使うことができるというと、本当にいろんなことができる。

(「関係ないよ、その話は」と呼ぶ者あり)

- 11番(田村明美君) 市としては、先ほどの答弁だと政府が事業見直しをしているけれども、この金額はほぼ大丈夫だろうと見込んでるように聞こえました。それならば、やっぱ

り内部ではもっと幅広く検討していただきたいというふうに求めるものです。今、質問いたしましたことについて詳細な答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず、繰越明許費についてですが、繰越明許費については、これを全額平成22年度に繰り越すかどうかということは現時点で決定しているわけではありません。最高で8億4,000万円を平成22年度に繰り越すことができるということであって、平成21年度に執行することを妨げるものではございません。平成21年度に執行した場合については、8億4,000万円からそれを差し引いた分について平成22年度に繰り越すと、その結果については毎年6月議会で報告をさせていただいているかと思えますし、また来年の6月議会で報告することになるわけでございます。ただ、現時点で平成21年度に幾ら執行できるか額がはっきりしてないので、マックスとして8億4,000万円を計上させていただいているということで御理解をいただければというふうに思います。

それから、公共投資臨時交付金について道路や排水に充てられるということですが、それはそのとおりなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、ブロードバンドに充てるべき2億円を道路や排水に使ってしまえば、ブロードバンドのほうで2億円の財源が不足するわけですから、その2億円はまた自分で借金するなりして手当てしなければならないというところをまず御理解いただかないといけないかと思えます。つまり他に使っても穴があいた分は自分で財源を探さなければいけないということになります。

それから、事業見直しのことで今盛んにテレビでやっている事業見直しというのは、あれは来年度の予算に向けての事業見直しでありまして、今年度の補正予算についての事業見直しについては、既に終了はして国のほうから執行停止はこれとこれがやるということで、御承知のとおり、子育て応援特別手当などが執行停止になったわけですから、そういった通知が来ております。ですから、平成21年度の補正予算について執行停止する事業については、国のほうで確定をしているという状況で、今見直しをしているあの作業によって見直しがされるということではございません。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） それでは、市としてNTT等はこの光ブロードバンドの整備の要望をどのようにしたかというお尋ねであったかと思えます。平成20年度から先ほど申し上げましたように光ブロードバンドあるいはいわゆるインターネット環境が非常に立ちおくれて

おると、情報通信格差が大きいという要望がかなり寄せられてきたわけでございます。そういう中で、この要望を受けまして本年度に入りまして、平成20年度後半からの継続検討でございましたけれども、NTT等に交渉したところ、一定の加入要望と言いますか仮申し込みと言いますか、そういうものを取りまとめてほしいという要望がございました。

そういう中で、本年4月だったと記憶しておりますけれども、いわゆる光ファイバーインターネットサービスのエリア拡大の要望ということで、ホームページ及び広報等によりまして取りまとめを行ったところでございます。これにつきましては、ちょっと正確な数字ではございませんけれども、100件ちょっとくらいの要望しか集まらないということでございました。こういうことで、それだけの結果をもちましてNTT等にちょっと回数は記憶しておりませんが、数回にわたりましていわゆるエリア拡大の協議をいたしたところ、先ほど申し上げましたように一定の加入者の見込み、いわゆる収益性が見込みがないところについては、現在、エリア拡大の展開方針は持っていないという回答でございました。

その中で、重ねてお答えいたしましており、国の平成21年度の第1次補正によりまして、従来3分の2を地方債で負担をしなければならないという今回の整備事業が、公共投資臨時交付金を活用できるという状況の中で、市負担といたしましては8億4,000万円の事業の中で5,600万円の地方債で済むということで、財政負担としては比較的軽いものになったということでの取り組みでございます。このような状況は本市ばかりではございませんで、県内では5市3町、全国ではこれは新聞報道でございますけれども340団体がこの事業に取り組んでいるという状況でございまして、全市的な課題であったかというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私はこの議案に対して、9月の議会に関係する予算に反対したわけですが、今回も私は到底これは納得できないという立場から、まず市長にちょっと伺いたいんですが、匝瑳市の財政というのは極めて厳しいわけです。その厳しい、例えば年間百二、三十億円のこの小さな予算の中で市民生活を守り福祉を向上させ、教育を発展させると、生活環境をよくすると、さまざまな手だてをやる。そういう中で、私は今度のこの予算は、やっぱり従来の自民党、公明党の政権によってつくられた予算措置なんです。

そこで、市長の基本的な見解をちょっと伺っておきたいんですが、匝瑳市は野栄と合併し

てさまざまな合併の特例債事業というのをやってきたり、さまざまな仕事を大型事業と言われることをやってきたわけです。これからもやるわけですが、そこで、私は9月議会でも指摘したとおり、例えば防災無線が約9億円ですか、8億円から9億円、この防災無線だって野栄の方式と八日市場の方式が違う、そしてデジタル化だということで、これを合併のいわゆるそこに資金投入するわけです。

それで、あと電算の統一と、いわゆる富士通だとか、いわゆる特定の企業が利益を受けるような形の事業の統合事業をやると。それから、JRいわゆる駅の南口の整備、それから駅の連絡通路、これにも大金を市が投入して、いわゆる特定のこれ企業です、今は。国鉄ではないわけですから、特定の企業の利益になる。それから、今度は駅前のJT、いわゆるたばこ産業のあの跡地を市がごっそり買って、ところが、なかなかそれがうまく利用できない、塩漬けになっていると、どうしようかという状況になっている。今度は光ブロードバンド、いわゆるNTTのために8億4,000万円を投入すると。だから、一連のその匝瑳市の予算の使い方というのは、特定の企業の利益のために、それから全市民的に見れば、それほど大きな強い要望でないところにどんどん、じゃぶじゃぶとうとい市民の税金、国民の税金がそこに投入されると、果たして市長、こういうような予算の使い方、どうせ国から交付金として金が来るんだからいいんじゃないかと、そういう問題ではないと思うんです。ですから、今度のこの繰越明許する8億4,000万円を含めて、一連の過去の似たような匝瑳市の予算の使い方、これについてどう基本的に思うか、ちょっとそれを聞いておきたい。

それから、第2番手に聞きたいのは、工事内容について全く報告ないわけです。工事の内容は、要は8億4,000万円はどういうために使われるんですか。そして、この工事は市が工事計画するんですか。それともNTTが計画するんですか。いわゆる駅の場合は、JRに投げたわけです。投げて匝瑳市を全く無関係に契約が、特定の業者と契約が行われると。

それから、次に、工事をやった場合の所有権、いわゆるいろんな工事をやるわけです。光ファイバーを全市に張りめぐらす、それに対する当然金を出すわけですから、その所有権の

(何事か発言する者あり)

○24番(大木傳一郎君) ちょっと議運の委員長かうるさいのは

(「議会で終わったはず」「9月にやっている」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) 議運の委員長は、あなたは議会をスムーズに本当にいい形で運営するのが委員長の務めですから、先ほどから聞いていて一番不当なやじを飛ばしてますので、ちょっと議長、こういう議運の委員長のやり方は、世間にこういうのを見られないよ。こう

いう議運の委員長、黙っててください。

それで、所有権の形態はどうか。それと先ほど利用料を取ると、NTTから。NTTからの利用料というのは、年間の利用料の金額というのはどの程度になるんですか。5億4,000万円の資金投入が元が取れるというのか、いわゆる還元できるその期間というのはどの程度で元が取れるというその見通しなんでしょうか。

それから、当然管理費がかかると、これは例えば平成22年度で整備し平成23年度以降、年間の管理費はどの程度かかる予定なのか、その辺明確になっていません、明らかにしていただきたい。

それから、これは財政課長が極めて重要な立場ですから聞いておきたいんですが、やっぱりこれからの約10億円前後の匝瑳市の大型事業というのは、緊急性があるべきだと、緊急性そして効率性、その効果、そういうので判断すべきだと、先ほどではADSLに入っているのは3,000世帯、私も入っていますけれども、全世界帯が今は1万2,000くらいあるんですか、そのうち3,000世帯がADSL、今の全体の20%、それで要望があったと、私も光に入っている人を何人か知っています。大して変わらないと、金だけ高いと。光を今十二分に使いこなせるのは、やっぱり大きな企業です。あるいは若い人でいわゆる動画というの、そういうのを見る人です。だから、私が光に入ったけれども、金だけ高くてADSLで十分だという人も結構多いんです。使い切れないんです。

(「9月に可決されています」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) だから、一たん可決されたって今、政府で来年度予算でいわゆる今まで決まったことの見直し、凍結、仕分けをやっているわけですから、そういう姿勢、一たん決まったらもうだめだということじゃないんです。それで市議会議員の務めにならないんですから、見直すべきところは見直すべきなんです。さっきから何かぐじゃぐじゃやっているのは、特定のある人を支持している人です。

(何事か発言する者あり)

○24番(大木傳一郎君) それから、いずれにしてもこれは民間のために公的資金を投入するわけです。従来のいわゆる自民党政権でも、民間で行われるものは民間にと、こうやっていたわけです。ところが、そうじゃないわけです、実態は。それで、この国家予算や市の予算の使い方不公平じゃないですか。千葉県下、全国的にも90%以上はNTTの金で整備してきたんです。あと残った部分、千葉県で言うと5市3町が公的資金で整備すると、片や民間企業が整備し、片や公的資金投入と、片やNTTが利益が見込めないから資金投入しない

と、整備しないと、だから公的資金を投入すると、私は常識ある企業であったら、片一方はたくさんもうかる、片一方は損をする地域もあっていいんです、総体で利益があれば。だから、そこらを特定の業者の優先する予算の使い方、これは極めて不当ではないかと、こういうふうに思うんですが、それらを含めて基本的な問題は市長に、あと細かいところについては担当課長に御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 悟君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの大木議員さんの御質問にお答えをさせていただきますが、まず最初の中で駅南の開発の問題あるいはJ T跡地の問題、いろいろと大型予算だということをお指摘を受けました。しかし、私は小さな予算の中で、やはり小さいなりは小さいなりに市民に喜びを与えるということが基本じゃないかという思いの中で、カニは甲羅に似せて穴を掘るということを私は予算の念頭にそういうことを申し上げさせていただきました。私はそういう思いの中で、今日まで皆様方の御理解と御協力をいただく中で、予算を通させていただいたわけでございます。私は、決して自分の単独でもって予算を執行したわけではございません。あくまでも提案をさせていただく中で、議会の先生方の議決をいただきましてすべて私はこの予算に取り組んだということでございますので、その点は改めましてこの席をおかりいたしまして回答させていただきます。

以上でございます。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） 初めに、工事の内容ということでございますけれども、基本的にはいわゆるN T Tの、例えば一例を言いますと八日市場局とか八日市場北局の電話局がございますね、ここから各世帯に光ブロードバンドを加入ができるような形の光ファイバーを敷設するというのが工事内容でございます。

それから、契約は市がするのかということでございますけれども、工事の契約でございますけれども、現在いわゆるこの光ブロードバンドの整備事業者の選定ということで、いわゆる御承知のように、単純に配線だけではなくてその後のいわゆる光ブロードバンドのサービスの提供を含めた形の事業者選定が必要であるということでございまして、10月28日から10月16日までプロポーザルによりまして事業者の公募をいたしております。そういう中で、この事業につきましても、市とその公募によって選定をいたしました優先交渉権者である企業と協議を行いまして契約をしていくということになります。

それから、施設の所有権はというお尋ねでございましたけれども、当然ながら施設の所有権、いわゆる配線設備でございますけれども、これについては市の所有ということでございます。

それから、維持管理と利用料のお尋ねであったかと思いますが、当然ながら施設の所有権は市でございますので、この維持管理の責任は市が負うということになります。しかしながら、光ブロードバンドによるいわゆるサービス、光フレッツ等のサービスを行いますのは、NTT等の通信事業者でございますので、その市の所有している施設を活用するということで、利用料を徴するということになります。そういうことで、その利用料の額あるいは維持管理費の額等については、現在まだ優先交渉権者の公募をいたしているところでございますので、今後の協議によって決定していくわけでございますが、いずれにしましても、利用料と維持管理費がおおむね合うような形というものを基本的な方針として進めることになろうかというふうに考えておるところでございます。

それから、市の起債分と言いますか、5,600万円の回収見込みというようなお尋ねであったかと思いますが、これは単年度に市が負担をすると、地方債ではございますけれども負担をするという考え方で、これを回収するという考え方はいたしておりません、投資という考え方でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） ちょっとよく理解できなかつたんですが、契約は市と例えば光通信とか、そういう特定の企業はありますね、それと市が直接その契約を結ぶと、こう理解していいわけですか。

それと、所有権は市で持つと、当然、利用料を取ると、利用料の徴収の基準というのは、いわゆる今後と言って、これほど重要なことが今後になっていたんでは、やっぱり事前にきちんと決めておくべきではないんですか。普通のその売買契約にしたって何の契約だって、利用料、使用料をきちんと決めないで物事を進める何かという、大でたらめな契約方法というのはないです。

それで、例えば管理費、例えば工事、何かの事故でその切断事態があったと、あるいは燃えちゃったとか、いろいろな事故があった場合、それは市の責任でどういうふうに発注し、どういうふうに予算の支出と収入の関係はやるのか。その辺の当然、細かい契約内容というものはあると思うんですが、その辺はどういうふうに進めるのか伺いたいというふうに思い

ます。

市長のほうからは、ちょっと答弁がなかったんですが、いわゆる防災無線にしても電算の統合にしても、あるいは今回の光ファイバー・ブロードバンドの整備事業にしても、あるいはJRの駅前の整備にしても、特定の結局、企業のために相当の巨額の資金を投入するわけです。過去にこういうような、市民はもっと例えば高齢者に対する医療費への助成とか、あるいは小学校、中学入学前までの子どもに対する医療費の助成の実現とか、さまざまな要求が渦巻いているわけです。あるいは今回も多少はやったんですが、建設課のほうでやったわけですが、生活道路の排水や舗装の整備、生活環境をよくしてほしいという、そういうところにこそその資金投入がなされるべきであって、余りその要望のないところにこれほどの巨額の資金投入をするという、いわゆる特定の企業のための予算執行と、こういうようなやり方が匝瑳市の今までの過去の歴史であったし、今回もそれをやっていくという、こういうやり方で果たしていいのかどうか。私は、例えば合併特例債であって、やりようによっては私は市民病院のために、今瀕死の重症の市民病院を救うための予算投入をやっぱりやるべきであったわけです。

今回だっているいろいろな例えば公共投資臨時交付金とか経済危機対策臨時交付金だって、全国的にはいろんな形にそれが活用されているわけです。少子高齢化対策や地球温暖化対策、救急体制の整備、ところが、匝瑳市の場合は光ブロードバンドの整備にがぼっとそこに集中して投入すると、果たしてこういうような予算の使い方、予算の組み方、これでいいのかどうかという、市長は今回で引退されるという勇断をして、その姿にけりをつける、けりというのかむちを打つようなことは私もしたくないんですが、やっぱり長い政治生活の中から見ると、こういうような予算の組み方が、果たして本当に市民のためにいかがかという多少の疑問が出ているのは、私は普通だと常識だと思うんです。ただ、市長という立場で本当に困っちゃったもんだと思いつつこうなると、それで野に下ると、一市民になると、あれは大木さん、確かに今思えばおかしかったかなという話もよく聞くわけです。市議会議員の皆さんただってやめると、私も与党の立場だから反対できないよ大木さん、今思えば確かにそれは大木さんの言うとおりでわと、こういう声が結構あるわけです。特定の人はずいぶん言わないでしょう。

(「あるわけない」と呼ぶ者あり)

(「蒸し返しの話はしない」と呼ぶ者あり)

○24番(大木傳一郎君) ですから、市長に改めてその辺の基本的な気持ちというのか、感

想というのか、考え方を聞いておきたいと、このように思います。

○議長（佐藤 悟君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 大木議員さんの再質問にお答えをさせていただきますが、大木議員さんの質問をよく聞いておると、大企業に何でそんなにすけるんだということの趣旨じゃないかというふうに考えられました。私は、国鉄の駅の南側が国鉄のために国鉄に予算を投入したんだというようなことをお聞きしておりますけれども、やはり私はこれはあくまでも市民要望でございます。市民要望に基づきまして、そのように計画をし、そして議案といたしまして御提案をして、しかも議会の皆様方に御可決を賜って執行したわけでございます。決して私は国鉄のためにこのような提案をした思いはございません。その点ひとつ誤解のないようお願いをいたします。

それと、今の光ブロードバンドの件につきましてでございますが、これにつきましてもNHKとNTTに要するに味方しているんだと、そのための事業費じゃないかというような御指摘のようにお聞きしております。しかしながら、そういう面もあるでしょうけれども、私は今の状況から言って、市民もやはりこれでもってそれを残されたなれば、果たして市民が後でもって苦情の出る市民が多く出やしないかという思いはしております。一方におかれまして何だという意見もございましょうが、やはり私個人的には、市長としてはそのような寂しい思いを後でもってする声が出やしないかと、そうなれば、この際このような予算事業につきまして、国のほうでもってこういうふうにやってくれるというなれば、やはりそれに従うことも一つの方法じゃないかということでもって、多くの市民の立場に立って私はこのような提案をさせていただいたわけでございますので、その点、御理解を賜りたいと思う次第でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） それでは、契約の関係についてお答えいたします。

現在、光ブロードバンドの施設整備運営事業者の選定ということでプロポーザルを経て今、委員会等で検討しておるわけでございます。ここで優先交渉権者というものを選定いたしまして、その後に施設整備の設計、施工に係る工事請負契約、それからいわゆる整備完了後の施設の賃貸借であります契約、それから御指摘ありましたように施設の維持管理での保守管理の業務委託契約という3契約を契約いたします。それから、当然ながらそれを活用したサービス提供に関する協定書等も締結をするということになります。現在それらの契約の内容

となる企画提案書の審査等を行っておるということでございまして、契約に関しましては、今後ということでございますので、この間、優先交渉権者が決定いたしました段階で、この3契約1協定の内容について協議をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） ここで申し上げます。本件については、9月定例会、先ほど述べました重複する質問及び答弁がなされておりますので、質疑及び答弁は直截簡明にお願いいたします。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 先ほど既に敷設されているのは中央、豊栄の一部、須賀、それから平和、例えば私は春海ですけれども、あらゆるところにもう何か光ファイバーのいわゆるケーブルが敷設されているんじゃないんですか。例えば、先ほどいわゆる中央と豊栄と須賀と平和以外は、光ケーブルはまだ全く敷設されてないと、こう理解していいわけですか。既にもう敷設されてはいませんか。そのもし設計図があれば、議会に当然、最低の資料としてどういう形にケーブルを市が所有するケーブルとしてやるのか、その実施要綱、実施設計、これを議会に当然最低の責務として8億4,000万円のとうとい税金を投入するわけですから、その資料として提出を求めたいと、それはいかがでしょうか。既にNTT独自で敷設しているケーブルもかなりあると思うんです。その辺の設計図を8億4,000万円の工事内容の設計図をお示しいただきたい。

それから、第2にこの事業者というのはあれですか、1業者に絞るわけですか。あるいは2業者か3業者か、いわゆる分離発注のような形でやるのかどうか。その点は、どのような工事になるのか。

それから、説得するために市はADSLはこれからやらないんだと、広げないんだということで、何としても光でなければだめだというような説明です。でも、これ国民というのは、対等平等の恩恵というのか、施策を受けるそういう立場にあるわけです。それをやらなければそれが受けられないというのは、今の憲法の規定から言ってもおかしいわけです。公平な政治の恩恵をこうむるのは立場ですから、国民の権利ですから、そこから見てもそういう説明をする自体が私はおかしいんじゃないかと。それから、市長は市民要望でいろんな駅の整備なんかもやったというけれども、私もあそこをよく利用しますけれども、あそこを通路を利用して人ほとんどいないです。市民要望と言いながら、本当に私はタクシーの運転

手で知っている人はたくさんいますから、どうだろうか結構どう、ほとんど利用していませんよと、駅の南口だってあんな状態になっているわけです。ですから、今回のこの光ブロードバンドも似たような形に特定の人だけが利用するというような形になりはしないかと、もしも今回やらなければ、ほかにこの金を投入して市民生活の安定のために使えば、NTTが自力で整備を私はずすると思うんですよ、責任で。それが会社というものなんですから、それをやらないというのは、やっぱりこれは事業者としての道徳的なこの墮落です。もうかるところだけ自分で整備して、あとはないというのは、もうかるところがあつて損するところがあつていいんじゃないんですか、業者というのは。

(何事か発言するあり)

○24番(大木傳一郎君) 以上これが最後の質問になるわけですが、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長(佐藤 悟君) 木内企画課長。

○企画課長(木内成幸君) 先ほど申し上げました中央地区を中心といたしました区域以外に、光ファイバーの敷設はないのかというお尋ねでございますけれども、9月議会の後にNTTのほうに確認いたしましたところ、敷設の関係についてはちょっと回答いただけませんでしたけれども、いわゆるサービス提供、光フレッツ等のサービス提供はされていないということでございますので、今後サービスを展開していく上での今回の事業ということになります。

それから、いわゆる設計図というような御指摘でございましたけれども、これにつきましては、今後、工事請負契約の議会の議決をいただく上程をさせていただきます。その議案にあわせて提出をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、民間事業者がやはりやるべきではないかという御指摘でございますけれども、私も個人的には本職になりまして、そのような姿勢でNTTとも先ほどの要望も踏まえて交渉してまいりました。しかしながら、最終的にはいわゆる民間企業であるということの部分は、やはり越えられなくて、これを市が強制的にということにはなかなかならない、国レベルでできれば解決されれば一番よいのかと思いますが、国もそういう状況を受けて、いわゆる情報格差の是正を図るということで今回のような補助金が従来から施行されているということかと思えます。また、本市においては、従来3分の1の補助ではこの厳しい財政状況の中、なかなか取り組めないということであったかと思えますけれども、先ほど来議論になっております公共投資臨時交付金ということで、その大半が国の補助で賄えるという状況に立ち至ったということ、また既に御承知かと思えますが、来年はこのような補助金についても

当然見直しはされて、来年以降の事業採択は非常に難しいというような状況も伺っております。本年が最後の機会であったかというような判断もいたしております、繰り返しの御答弁になりますけれども、現状、御指摘のようなすべての市民の方が恩恵を浴するというにはならないかと思っておりますけれども、やはり市の将来というものを考えた場合に、この時期にこのような将来にわたるいわゆるインターネット環境の整備というものが不可欠であるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

(「市長、設計図の提出は早目にやってもらわない」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 木内企画課長。

○企画課長(木内成幸君) 1つ答弁漏れでございまして、事業者は1つに絞るのかというような御質問があったと思っております、現在プロポーザルを受けまして選定委員会をやっておりまして、最優先交渉権者という事業者を1者選定いたしまして、こちらに整備、運営、先ほど申しあげました3契約、1協定、これをすべて1業者に賄わせるということになります。

それから、設計図の部分につきましては選定をいたしております、今後その優先交渉事業者との協議等の経過を踏まえて前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(佐藤 悟君) ほかに質疑ありませんか。

浪川茂夫君。

○15番(浪川茂夫君) 私、先ほど議長にお話を申し上げまして、9月議会で済んだ議論につきましては、とめていただきたいというようなお話を申し上げましたわけでございます。ですから、私の考えにちょっと反するわけでございますが、この議案につきまして、先ほど大木議員のほうから各種の大型事業、合併特例債を含めてというような質問の中で、市立病院の現状を憂いの中で、合併特例債事業の予算をそちらに振り向けることはできないかというような質問があったわけでございますが、これにつきまして答弁がございませんでしたので、私も合併特例債事業の検討の中で、そういう病院の改善に使えるかというような考えを持っておりましたので、その際は質問したと思っておりますけれども、結局、合併特例債の対象にならないというような御返事をいただいているわけでございます。本議案とは直接関係ございませんけれども、答弁漏れという意味で、その辺の実情を御説明いただきたいと思っております。

(「議長ちょっとおかしい、私はそういう意味で質問したわけじゃない」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 3回やったからいいでしょう。

（何事か発言する者あり）

○議長（佐藤 悟君） それはもう堪忍してください。

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。ほかにございませんか。

（「議長、答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 木内企画課長。

○企画課長（木内成幸君） 浪川議員の御質問にありました病院の施設改修と言いますか、病院事業への合併特例債の活用は従来できないというふうにお答えをいたしておりますので変わりはございません。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第2号 匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 先ほど浪川議員からちょっと話で、一言弁明しておかないとまずいので、私は合併特例債を使えないのかというふうに質問してないんです。過去は質問したことはありますけれども、そういう全国的には例があるわけですから、財政課長もそういう例はあると、今の企画課長と違った答弁もしているわけです。私もいろいろインターネットで調べてやっているところがあると、私は今回その答えを求めたわけじゃないわけですから、それだけは了解をしていただきたいと、このように思います。

それから、今回の職員給与の条例の改定の問題で若干ちょっと伺いたいと思うんですが、例えば匝瑳市での今回の改定による削減額の合計額はどの程度になりますか。

それから、今度政権が変わって今後どうなるかわかりませんが、今までは農家の収入を少なくし勤労者の収入を削減し、商売は大型店がどんどん進出して地元商店街は衰退をする。地域経済がだめになる。いろいろないわゆる構造改革が進められて、その一環がいわゆる公務員の賃金抑制、それから人件費の削減、職員数を減らす。こういうことで、それが回り回ってその賃金削減のこのサイクルがずっと進んできたわけです。それが地域を冷え込

ませてきた。今回のこの賃金の削減のサイクルの大きなステップになりはしないかと、地域をこれで壊していきはしないかと、こういうふうに心配するわけですが、地域の活性化に逆行するんじゃないかというように思うんですが、その辺はどのように感じているか。

それから、住居の手当がなくなるわけですが、いわゆる今回の改定の各個別ごとの削減額をお示しいただきたい。

それと、データがもしあればお示しいただきたいんですが、職員の匝瑳市として、野栄も含めて一番職員の数が多かった時期が何年であったのか。そこからどう変化して減ってきているのか。それともう一つのデータは、いわゆる非正規雇用の職員が一番高い段階のときに非正規の雇用されている職員の数が何人であって、いわゆる今度はプラス、どんどんふえるわけですから、そっちは。いわゆるその辺のこのデータを、現在までのデータがありましたらお示しいただきたい。ここにもしもデータがなければ、参考に全議員に御配付方々お願いをしたいというように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） まず、1点目の御質問であります削減額でございますが、議案第2号にかかわります一般職の各会計の合計額で約6,600万円の削減額というふうに見ております。

2点目のこの削減が地域の活性化にマイナスではないかという御指摘かと思いますが、まず私ども給与改定をする大原則として5月臨時会でも御説明しましたように、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告を尊重して取り組むという大原則を持っております。したがって、今回はマイナス改定でございますけれども、今まで大半は右肩上がりの経済状況のときには、プラス改定でございました。その中での影響があるということであれば、議員御指摘のものがございまして、その原則論を崩したくないというふうに考えております。

それと、住居手当の削減額に対することでございますが、本市の条例改正の中では、今回、住居手当の中での持ち家分4,300円については改正をしてございません。したがって、削減はなしということでございます。

なお、個別にということでございますが、期末手当、給与の改定が全体でございますので、先ほど申しあげました6,600万円余りが影響額ということになろうかと思っております。

職員の推移でございますが、職員につきましても、総数で申し上げますと、平成18年1月23日の合併時が549名でございます。平成18年4月1日、その後、平成18年度当初では529名で比較が20名ということでございます。1年後の平成19年4月1日では508名、△の21名で

ございます。それと、平成20年4月1日の実数で501名、それと平成21年4月で488名という状況でございます。

また、正規職員の推移ということでございますが、これは各時点で雇用の状況が違いますので、一定のところでは抑えざるを得ませんけれども、嘱託職員については大体三十一、二名の推移で、これは合併時から変わっておりません。なお、全体の中では長期、短期の雇用を含めて120から130くらいで推移をしております、その分が増加している状況ではございません。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 今回6,600万円の削減と、これは1人当たりになると幾らくらいの給料のマイナスになるかお答えをください。

それから、合併時の549名の職員の数ですが、私が聞いたのは、合併前も含めていわゆる公務員攻撃というのか、職員人件費攻撃が始まる時期というのはもっとさかのぼればかなり前なんです。ですから、最高時、いわゆる旧八日市場市、旧野栄町を合算して、最もこの職員数が多かった時期を一つの基準にしての変遷を報告をいただきたいというふうに思うんですが、それは非正規の職員の人数と正規の職員の人数、この辺の変遷がどういう変化をしてきたか御報告をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 1人当たりの影響額ということでございますが、一般会計ベースで申し上げますと、匝瑳市の場合は14万2,109円でございます。なお、国では15万4,000円、県では15万3,000円という情報をいただいております。

なお、ただいま御指摘のありました最高時の職員数等の数計につきましては、現在資料を持ち合わせてございません。本日、議会が1日限りでございますので、12月議会までの調整の中でまた御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ありませんか。

椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 若干お伺いしたいと思いますが、今回の給与法の改正を見ますと、行政職のほうですが、1級につきましては改正がないと、2級につきましては25号俸から改正になっております。3級については9号俸からと、4級、5級、6級、7級については1号

からの改正だというようになっているわけですが、その中で先ほど大木議員のほうからも一般職員の行政職の職員数が御質問ありましたけれども、私はこの級別の現在の職員数がどのようになっているのかお伺いをいたしたいというように思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、当初予算ベースでの級別職員について御説明をさせていただきます。

これは当初予算計上時ですので、当初予算の計上額の給与費明細書のものということで御理解をいただきたいと思います。1級が16名、2級が17名、3級が12名、4級が96名、それと5級が34名、6級が56名、7級が35名でございます。この段階での予算計上時の人数は266ということになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 今のは行政職の全員の数ですか、265ですか。ちょっと職員数が合わないような気がするんですが、現在の職員数の級別人員というようにお願いしたいんですが。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） ただいまの人数は、一般会計職員の分でございます。

○8番（椎名嘉寛君） 全部含めて。

○総務課長（角田道治君） 申しわけございませんが、ただいま総計数の予算の数字を持ってございませんので、ただいま集計をして後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑ございませんか。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 平成21年度当初の見込んでいた予算における市職員の給与ということと比べて、今回の補正によってそれぞれの職員の給与がどれだけ減額になったのかということをお報告いただきたいと思うんですけれども、それで一番給与が低い例、また最高額の例、そして平均ということをお願いしたいと思います。この件については、先ほど答弁いただきましたが、減額というんでは6,600万円と、6,600万円市民の皆さんの税金ですから、このことを大事に市民サービスに使わなければならないわけなんですけど、その6,600万円を引き出すために歳出に向けるために涙を飲んでその職員の給与を減額するというわけではないわけです。人事院勧告にのっとりというところでこういう提案がなされているわけですから、そのことが地域経済、狭い匝瑳市、またその近隣の地域経済に与える影響というのも少ない

ものではないというふうに思っています。そういう意味で、それぞれの職員の方にとって今年度どれほどの影響が出るのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） まず、今回の議案は、条例改正に伴います給与の内容が変わることですのでございますので、今、議員さん御指摘の補正でどうというものにつきましては、12月議会で具体的に御審議いただく内容になろうかと思えます。現在、まだそこまでの精査がございません。と申しますのは、給与の影響額としては6,600万円というふうにお話ができますけれども、全体の共済費、いろいろなもろもろのものが今後加味されてまいりますので、12月補正予算の計上の段階で具体的に御答弁をさせていただきたいと思えます。

なお、最大のカット率といいますか削減状況ということでございますが、具体的に申し上げまして、1級につきましては今回は改正がございません。2級がおおむね平均で0.1%削減、3級から6級までが0.2%、最大は7級職、最上級職が0.3%のカットということでございます。金額上のもは出してございませんので、比率の中で御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 暫時休憩いたします。

午前 11時35分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤 悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

田村明美君。

○11番（田村明美君） 2回目の質疑をさせていただきます。

予算関係については、12月の定例会に提案するという答弁がありまして、対象となる職員の影響額というのが幾らくらいになるというのは、これからの算出だという答弁だったかと思えます。私のほうでちょっと懸念しますのは、匝瑳市内の市民の方々が経営している商店の売り上げなんですけれども、個々の商店はそれほど大きな規模のところは余りありませんから、家族経営、また従業員さんが数人と、そういう中で市内に住んでいる方あるいは市や農協さんなどの公共的なところで仕事をしておられる方々をそのお客様としているというお店が多いと思うんです。1件当たりの売上額、1件というのはお客様1人当たりの売上額と

というのは、それほど大きなことではないと、しかし、お客様一人一人の売上げの積み重ねが、市内で開業している商店の経営の基盤になっているというのを痛切にというか切実に感じています。

今回、とりわけ市の職員の方々は人数が多いですから、その方々の期末手当で受け取ることができる実質上の額面が削減されるということで、その一番必要とされている市内商店での消費者になると、お客様になるということが厳しくなるのではないかとこのことを心配せざるを得ません。一つ一つの売上額が小さい、大きくはないであろうことから、一人一人のお客さんが買い控えすれば、やっぱり市内の商店の売上げが減額になると、影響はやっぱり出てくるのではないかと思うんです。どちらかということ、その大規模店舗でディスカウントのものをその必需品ということで購入すると。同じものをやっぱり収入が少なくなった中で、ちょっと高目ではあっても日ごろおつき合いがあるから、あるいは誠実な商売をされているから、そこでも買わなくちゃという配慮で購入すると、そういうようなことが減ってしまうのではないかと思うんです。

ですので、その地域の商店のことを考えると、この条例改正に伴う給与の削減を問題とするだけでなく、あえて市内の商店で購入しましょうという運動展開を執行部のほうで企画していただく必要があるんじゃないかと思えます。本当に1件1件のお客様の売上げが大きくないだけに、その積み重ねが大きいです。そのことを当局は影響ということで、どのようにとらえているのでしょうか。また対策を打ち出そうとされているんだったらどういったことを計画されているのでしょうか、答弁をお願いします。

それから、2号議案書の24ページ、25ページのところなんですが、条例の17条第3項、4項関係なんですが、3項、4項については、改正前の条例につけ加えるということであろうかと思えます。この3項、4項について、改正前と改正後と比較して、対象となる職員にとってどういった影響、変化があるのか、少し細かく答弁をいただきたいと思えます。60時間を超えて勤務した全時間に対して時間外勤務手当ということで、一定の割合の勤務手当を支給するという事なんですが、改正前と比べてどう変わるのかをお願いします。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） まず、1点目のその地域経済へ与える影響ということの視点かと思えます。景気の低迷の中で賃金低下というのは、これは経済動向の中では、当然緊縮財政を各家庭ではとるのではないかと、これは経済動向の中の常であるというふうに思えます。当然その点では、議員御指摘の懸念も当然かというふうに思いますが、ただしそういう経済

動向であっても、匝瑳市の職員の給料だけが従前のおり高くてもよいというところへは行き着かないかというふうに思います。先ほど御答弁申し上げましたように、この給与決定のよりどころは、人事院勧告に基づいて実施するという方向性を持っておりますので、この点は堅持したいというふうに考えております。

なお、職員のできる一つの今懸念されている部分での対応といたしましては、地域での購買を上げる、そういう協力については呼びかけていきたいというふうに考えております。

続いて、17条の関係での3項、4項の内容を具体的にということですが、17条第3項につきましては、時間外勤務をした場合に、従前は1時間当たり100分の125、休日においては135、深夜においては150というものを1時間当たりに乗じたものが支給されておりました。これは労働基準法に基づいたものと同じでございます。今回の労働基準法も同様に改正をされて、来年の4月1日から施行されるわけですが、1カ月当たり60時間以上の時間外勤務をした場合には、60時間を超えた時間外勤務については100分の150、さらに深夜にあつては100分の175を1時間当たり支給しますという法の改正に基づいた条項の調整でございます。第4項につきましては、1カ月60時間を超えて勤務した職員に、超えた時間分の代休時間を指定することができる条項がございます。その場合にあつても、時間外手当というのは支給をしなければならない規定がございまして、先ほど申し上げた100分の150時間の中にあつては、その時間を休ませる、さらに100分の125を支給する。100分の175の深夜の勤務をした部分については、100分の150を支給した上で時間を指定して休ませると、そういう制度ができるということの条項でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 今の答弁を聞く限りでは、対象となる職員にとってはプラスであるというふうにとらえてよろしいのでしょうか、確認したいと思います。

それから、ずっと総務課長のほうで今回の給与条例の改正ということですから、総務課長のほうからの答弁をいただいているわけなんですけど、ぜひ地域産業の振興という面、市内地域の商業の活性化、振興という面での答弁をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 対象者にとってはプラスという意味は、時間外手当を支給されるという意味合いにおいてプラスという御質問という認識の上でお答えいたしますけれども、金額的にはそれはプラスされるということでございます。ただし、健康上の問題もございま

すので、休みをとらせる指定も当然、任命権者が行わなければならないという条項であります。また、通常60時間を超えるというのは1カ月まるまる働かない状況にあるのかということでもありますので、そういう指定をさせて休暇をとらせる、代休時間をとらせるという必要性はあるだろうというふうに思います。これは職員にとってはプラスであると思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 鈴木産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木康伸君） それでは、ただいまの田村議員の御質問でございますけれども、やはり市内で消費をしていただくということになれば、魅力ある商店街づくりというものも必要になってこようと、こんなふうに考えております。また、12月の初旬におきましては、商工会のほうの役員さんと意見交換会というものを予定をしておりますので、その中で意見交換をしながらどういう形がいいのかという部分については考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、先ほど答弁を保留させていただきました椎名議員さんの御質問についての回答をここでさせていただきたいと思います。各級別の職員数ということで、行政職についてのお尋ねであったかというふうに認識をさせていただいて、答弁をさせていただきます。

まず、1級でございますが16人、2級につきましては24人、3級につきましては12人、4級につきましては88人、5級につきましては41人、6級につきましては47人、7級につきましては41人でございます。269という形になっております。これは、純然たる事務職ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） 御答弁ありがとうございました。そこで、再度お伺いしたいと思いますが、昇級についてお伺いをいたしたいと思います。

御承知のように、昇級につきましては、在職年数、そして在級年数あるいは学歴等の基準があると思います。これをクリアした方が昇級をしていくと、成績不良の場合には昇級できないと思いますが、通常はそういうパターンで昇級されていると思いますけれども、したがって、個人個人昇級をする場合には、差があるというふうに思いますが、現在行われている

昇級の平均的な号級と申しましょうか、例えば3級に上がる場合には2級の何号から3級に上がるという平均的なもので結構ですので、お示しいただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） これは各職種別にいろいろ違いますので、先ほど御答弁申し上げました一般行政職の大卒の事例で御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、通常のパターンといたしまして1級から7級職までありますが、1級から4級までいくのが通常資格基準に基づいて移動してまいります。まず、1級につきましては、初任で1級の29号給に着地をさせていただいています。それで、2年やりますと33号給になりました。昇級をいたしまして2級の5号給に着地をいたします。それで、2級は5年ほど在職をして5年後に2級の21号給に着地をいたします。それで、5年たちますと3級に昇級をいたしまして、3級の9号給に着地をいたします。3級は4年ほど在職するような形になりました。21号給まで3級をやるという形になります。それで、4級に昇級をするのは4年がたちましたら4級の9号給に着地をするようになります。それで、これ以降の5級、6級、7級は任用と申しまして、その職員のいろいろな評価の中で級が昇格して昇級していくという流れになります。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 椎名嘉寛君。

○8番（椎名嘉寛君） ありがとうございます。最後に成績不良で、あるいは病休とかそういった形の中で昇級ができない、ストップしたというような経過があればお示しをいただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 現在の昇級、昇格の制度は、4月1日、年に1回という制度になっております。それで、長期にわたる療養休暇等の場合には、昇級、昇格はできませんけれども、事情により健康上の理由等で復職した場合につきましては、そのまま働いていた状況と同じところで復職するような形態をとるとというのが通常の進め方でございます。

以上でございます。

○8番（椎名嘉寛君） ありがとうございます。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第3号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) お諮りいたします。議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第4号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) お諮りいたします。議案第4号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 悟君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第5号 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 議案1件1件聞けばよかったです、最後にちょっとまとめて共通している事項ですのでお答えいただきたいと思うんですが、1つは、職員の場合は期末手当と勤勉手当という形に分離されているわけですが、特別職、市議会議員の場合は期末手当が一般職員から見ると、結局、率が非常に高くなっているわけです。勤勉手当分が加算さ

れているという状況になっているわけですが、やっぱりそれはいわゆる優遇措置ではないのかと、その職員の期末手当分を適用すると、率をとというのが妥当ではないかというふうに思うんですが、その点、基本的な考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

それから、今回の改定による市長、副市長及び教育長及び議員、それぞれどの程度の削減額になるのか。議員の場合は、多数いるわけですから、そのトータル、全体で幾らか、各個人でどのくらいの削減額になるのかお答えをいただきたい。

最後に、市長にちょっとこの問題で聞いておきたいと思うんですが、やはり政権交代でいわゆる物事の考え方、いわゆる立脚点というのが、かなり今後変化が出てくると思うんです。今までは農家をいじめ、それから職員の給料を抑え、いわゆるそういう意味での大きな企業とか構造改革の名のもとで、そういう偏ったというのか、一つの考え方としては新自由主義と、こう言われる考え方で突っ走ってきたわけです。それがにっちもさっちもいなくなっていて、政権交代を国民は望むと。そうすると、今度の新しい政権というのは、従来の無駄とか変なところに、いわゆる一部の利益のための予算投入というのをどんどん凍結したり廃止したりということで、今仕分けをいろいろやっていますけれども、これ自体に問題のあるところは全部がいいというわけには言いませんけれども、いずれにしても従来の政権と変わった手法でやって、ですから、職員の給料に対する考え方あるいは臨時職員とか、非正規職員の雇用の問題とか、こういうところにも相当やっぱり従来の考え方と違った見方、考え方が出てくる。そのときに従来の自民・公明政権の基本的な姿勢ではついていけない。本当の内需拡大、今まで外需頼みだったのが今度内需優先というところに転換していく。そうすれば、農家をよくし勤労者、例えば公務員の待遇もよくする。こういう時代に今やっぱり大きく転換する時期に今度の政権交代が歩み始めているわけです。

そのときに、市の職員にしてもあるいは市のトップ、市長を先頭にトップが、やっぱりその変化に追いつかないと、それを的確にやはり状況を把握して、匠瑤市の市政運営もやっぱりやっていかないと、従来型のやり方でいったんでは、私は全国的に立ちおくれた行政運営をすることになるんじゃないかというふうに危惧しているわけです。従来、9月の議会あるいは今度の臨時議会での論戦をいろいろやっていますが、何かその辺が従来型から脱却できない、極めて消極的な従来の政権への意に沿った対応というのがちょっと感じられるので、やっぱり機敏に情勢に見合った政治姿勢の転換というのか、これがやっぱり市役所全体に必要なではないかと、こういうふうに私は思うんですが、市長なんかはどういうふうに考えているか、その辺の基本問題をお答えいただきたいと思うんです。

○議長（佐藤 悟君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 大木議員のおっしゃることはごもっともでございます。それだけに私を初め副市長、教育長におかれましては、10年前から自分たちの歳費を削減いたしまして、今日まできたわけでございます。これは、人に言われて下げるものではないし、自分の心でもってやはり対応していくと、これが基本の原則ではないかというふうに私は考えております。しかし、経済というものは非常に動きが激しいわけでございます。どちらかというところ、経済ということにつきましては、全然私は素人でございますので、果たしてどのような答弁をしていいのかという答弁に迷っているところでございます。要するに、若いときには親に苦勞のしゃばだと、苦勞の社会だということを言われました。それは、今になってみて初めて、ああなるほどなという実感で私は覚えております。与えていただきました。それだけに、こういう経済的な問題につきましては、やはり自分たちの考え方もって特に行政のトップにいる方々におかれましては、そのような考えを持ってやっていくことが、私は当然の考え方じゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） 1点目の御質問の期末手当の基本的な考えということでございますが、これは市長が冒頭第5号議案の上程提案の理由の中でも申し上げましたように、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び県内各市の状況を勘案してということでございます。具体的に申し上げますと、過去の旧野栄町、旧八日市場市にありまして、人事院勧告に基づいたものにつきましては同様の、期末手当につきましては職員の期末手当、勤勉手当の合算比率で調整をしてきたところであります。従前どおりということの一つの例として考えて、県内状況のほうも同様に0.35月の削減というものが主流でございましたので、その状況をかんがみて今回上程させていただいたところでございます。

続きまして、2点目の御質問の特別職並びに議員さん方の影響額ということでございますが、3役、市長、副市長、教育長の年間での影響額は74万2,612円になります。また、議員の皆様方の影響額でございますが、全議員さんの合計額では299万8,615円、1人当たりの影響額といたしまして、議員の報酬ベースでございますが、13万4,837円となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。議案第5号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第5号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



#### 議案（第1号—第5号）に対する討論

○議長（佐藤 悟君） 日程第6、これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。



#### 議案（第1号—第5号）に対する採決

○議長（佐藤 悟君） 日程第7、これより議案の採決を行います。

ただいまの出席議員数は21名であります。

議案第1号 平成21年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 起立多数。賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤 悟君） 起立多数。賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 起立全員。賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 起立全員。賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤 悟君） 起立全員。賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



#### 閉会について

○議長（佐藤 悟君） お諮りいたします。今臨時会に付託された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 悟君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会は本日をもって閉会することに決しました。各位の御協力に感謝申し上げます。



#### 閉会の宣告

○議長（佐藤 悟君） これにて匝瑳市議会平成21年11月臨時会を閉会いたします。

午後 1時32分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年11月18日

議 長 佐 藤 悟

議 員 浅 野 勝 義

議 員 岩 井 孝 寛